

# 環境関連法規制の改正 2021.4～2022.3

有限会社 有賀コンサルタント

1/35

## 温暖化・省エネ関連

2/35

公布・施行:2021年4月19日

<https://www.technofer-eneews.jp/2021/04/19/post-7213/>

## 1. 磁気ディスク装置、ガス・石油温水機器の新たな省エネ基準



### (1)磁気ディスク装置

※デジタル化等の進展により、データセンター等での大容量ストレージの需要が高まったことを背景とした見直し

①目標年度	2023年度	交流電源から給電を受けず、USBケーブル等直流電源の給電のみで動く磁気ディスク装置。消費電力が比較的小さく、国際規格において測定方法が明らかとなっていないため除外する。
②対象範囲	磁気ディスク装置 ※バスパワー製品を除外	
③省エネ基準	エネルギー消費量の多い区分Vの新しい省エネ基準は、2015年度比から約68%の改善を見込む	

### (2)ガス・石油温水機器

①目標年度	2025年度
②対象範囲	ガス温水機器及び石油温水機器
③省エネ基準	85.3%(ガス・石油温水機器全体) ガス温水機器:約5.2%の熱効率改善、石油温水機器:約7.1%の熱効率改善を見込む

3/35

公布・施行:2021年5月14日

<https://www.technofer-eneews.jp/2021/05/14/post-7353/>

## 2. テレビジョン受信機の新たな省エネ基準



①目標年度	2026年度
②対象範囲	液晶テレビ・有機ELテレビ ※ブラウン管テレビ、プラズマテレビを除外
③省エネ基準	109.8kWh/年(テレビジョン受信機全体) ※現在のエネルギー消費効率(162.5kWh/年)から約32%の改善を見込む。
④省エネ基準の算定方法	標準的な使用実態(視聴時間、録画時間、明るさ等)を考慮したテレビジョン受信機の使い方を想定

「トップランナー制度」とは？

- 機械器具等(自動車、家電製品等)に係る措置として『トップランナー制度』による省エネ基準を導入
- トップランナー制度では、対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、**エネルギー消費効率の目標を示して達成**を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めている
- 目標となる省エネ基準(トップランナー基準)は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの(トップランナー)の性能に加え、技術開発の見通し等を勘案して規定

4/35

公布:2021年5月26日・施行:2021年6月1日

<https://www.technofer-enews.jp/2021/05/26/post-7346/>

### 3. 電気温水機器の新たな省エネ基準

給湯は、**家庭のエネルギー消費量の中でも特に大きな割合(約3割)**を占めていることから、電気温水機器の使用実態に即した新たな測定方法の下、目標とする基準エネルギー消費効率を見直すことにより、エネルギー消費性能の一層の向上を図る必要がある。

①目標年度	<b>2025年度</b>
②対象範囲	<b>電気温水器(CO2を冷媒とする家庭用ヒートポンプ給湯機)</b> ※ヒートポンプで発生させた熱を給湯・ふろ保温以外に床暖房等の暖房へ利用する機能を有するものについては対象範囲から除外
③省エネ基準	・ふろ保温機能があるもの： <b>年間給湯保温効率</b> ・ふろ保温機能のないもの： <b>年間給湯効率</b> ※現行の基準年度(2017年度)の実績値と比較し、約5%のエネルギー消費効率改善を見込む
④省エネ基準の算定方法	「家庭用ヒートポンプ給湯機」(JIS Q 9220:2018)で定める方法

5/35

公布:2021年6月2日、施行:公布日から1年以内

<https://www.technofer-enews.jp/2021/03/02/post-7013/>

### 4. 地球温暖化対策推進法の改正 (脱炭素社会の実現)

「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に明確に位置付けるとともに、その実現に向けた具体的な方策として、「市町村が再エネを促進する区域を認定」する仕組み・「企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化」を推進する仕組み等を盛り込む

#### ①基本理念

- パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念を法に位置付け
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、**国民の理解や協力が大前提**であることが明示された

#### ②地域の再エネ活用促進

- 再エネ活用事業を市町村が認定する制度を導入し、認定事業に対して、関係する行政手続のワンストップ化等の特例を導入する

#### ③企業の温室効果ガス排出量のデジタル化・見える化

- 温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化することで、**報告する側・使用する側双方の利便性**を向上
- 開示請求を不要** + 公表までの期間を短縮(2→1年)し、企業の排出量情報をより広く活用されることで、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す

6/35

公布:2021年6月30日 施行:2022年4月1日

<https://www.technofer-enews.jp/2021/06/30/post-8111/>

## 5. 省エネ法施行規則・工場等判断基準の改正 ～非効率石炭火力のフェードアウトに向けた規制的措置～



「石炭火力」による発電量は、全体の**32%**(うち、非効率石炭火力16%)を占めており、2030年に向けて非効率石炭火力のフェードアウト(kWh削減)及び石炭火力の高効率化を促進していく必要がある。

	① 新たな指標の創設	② 発電効率目標の強化	③ 脱炭素化への布石
<b>現行</b>	<b>火力全体のベンチマーク指標</b> ※燃料種別の発電効率の加重平均が指標 (石油等39%、石炭41%、LNG48%) ⇒非効率石炭火力を減らすと、発電効率の 高いLNG火力を増やすことで達成可能	<b>石炭火力の発電効率目標41%</b> ※USC(超超臨界)の最低水準 ※火力全体のベンチマーク指標の内数	<b>バイオマス等混焼への配慮措置</b> ※発電効率の算出時に、バイオマス等混焼分を 分母から控除(⇒発電効率が増加) 発電効率 = $\frac{\text{発電量}}{\text{石炭投入量} - \text{バイオマス等投入量}}$
<b>新たな措置</b>	<b>石炭単独のベンチマーク指標を新設</b> ※既存の火力ベンチマークとは別枠で新設 ⇒石炭火力に特化した指標により、 フェードアウトの実効性を担保	<b>発電効率目標43%に引き上げ</b> ※既設のUSC(超超臨界)の最高水準 ※設備単位ではなく、事業者単位の目標水準 ⇒高効率石炭火力は残しつつ、非効 率石炭火力をフェードアウト	<b>アンモニア混焼・水素混焼への 配慮措置を新設</b> ※バイオマス等混焼と同様の算出方法を使用 ⇒脱炭素化に向けた技術導入の加 速化を後押し

※製造業等が保有する自家発自家消費の石炭火力についても、発電効率と高効率化に向けた取組の報告を追加的に措置。

1

7/35

【公布】2021年8月31日 【施行】2021年10月1日

## 6. 小売事業者表示制度の改正に関する経済産業大臣 告示の改正 ～テレビ・温水器の省エネラベル表示の変更～



概要

省エネラベル表示の変更でより詳細な省エネ性能の比較ができるように

### (1) 多段階評価制度の見直し

- ① **テレビ** : 5段階 ⇒ 41段階(1.0～5.0までの0.1きざみ)の多段階評価へ
- ② **温水機器(ガス・石油・電気)** : エネルギー種別を問わず、東京・大阪の4人世帯を想定した横断的な多段階評価基準を設定 ⇒ 温水機器全体で省エネ性能の比較が可能

### (2) 目安年間エネルギー料金の表示

- ① **テレビ** : 新たな測定方法に従って算出される年間消費電力量に電気単価を乗じた目安料金を表示
- ② **温水機器(ガス・石油・電気)** :  
現在表示なし ⇒ 東京・大阪の4人世帯を想定した年間目安エネルギー料金を表示することに変更



8/35

【公布・施行】2021年12月24日

## 7. オゾン層保護法施行令の改正

～試験研究及び分析用途に用いられる特定物質等の生産規制の見直し等～



**概要** 第30回・第31回 モントリオール議定書締約国会合における決定事項への対応

### 1. 製造数量の許可不要対象物質の見直し

試験研究・分析用に用いられるジクロロフルオロメタン等「ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)」を、製造数量の許可を不要とする特定物質等に追加

### 2. 期限の撤廃

試験研究・分析用に使用される特定物質等を製造数量の許可を不要とする措置は、「2021年12月31日」までの暫定的な措置とされていたが、当該期限を撤廃し、恒久的な措置に変更する

HCFC

Hydrochlorofluorocarbon

ハイドロ・クロロ・フルオロ・カーボン

水素 塩素 フッ素 炭素



9/35

【公布】2021年9月27日 【施行】2022年3月27日

## 8. 経済産業省関係フロン排出抑制法施行規則等の改正

～「指定製品」の追加～



**概要**

一部の「ビル用マルチエアコンディショナー」を「指定製品」に追加し、

- ① 製造業者等が勧告等を受ける対象となる「生産量/輸入量」を100台以上と規定
- ② 「環境影響度の目標値(GWP:地球温暖化係数)」及び「目標年度」を規定

指定製品	環境影響度の目標値	目標年度
ビル用マルチエアコンディショナー	750	2025

指定製品:日本において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであり、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制が技術的に可能である製品で、その指定製品の製造・輸入業者に対しては、温室効果低減のための目標値を定め、製造・輸入業者ごとに出荷する製品区分ごとに加重平均で目標達成を求めています

10/35

【公表】2021年8月23日

## 9. 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方～太陽光発電設備の導入提言等～



### 概要

- 国交省・経産省・環境省合同の『脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会』が、**2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現**に向け、住宅・建築分野における対策の方向性に関する報告書とロードマップを公表
- ここに示した対策を実行することで、第6次エネルギー基本計画における住宅・建築分野の省エネ目標の達成が期待される

#### 2050年に目指すべき住宅・建築物の姿

- ・ 省エネ：ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保される
- ・ 再エネ：導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再エネ導入が一般的となる

#### 2030年に目指すべき住宅・建築物の姿

- ・ 省エネ：新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保される
- ・ 再エネ：新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される

11/35

### I. 家庭・業務部門(住宅・建築物における省エネ対策の強化)

- ① 省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)
  - 住宅を含む省エネ基準への適合義務化(2025年度)
    - ・ 新築施工に関する実地訓練を含む未習熟な事業者の技術力向上の支援
    - ・ 新築に対する支援措置について省エネ基準適合の要件化
  - (2)の取組を経て)
    - 義務化が先行している大規模建築物から省エネ基準を段階的に引き上げ
    - 遅くとも2030年までに、誘導基準への適合率が8割を超えた時点で、義務化された省エネ基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能<sup>(1)</sup>に引き上げ
  - ※ 住宅：強化外皮基準+一次エネルギー消費量▲20%  
建築物：用途に応じ、一次エネルギー消費量▲30%又は40%(小規模は20%)
- ② 省エネ性能のボリュームゾーンでのレベルアップ
  - 建築物省エネ法に基づく誘導基準や長期優良住宅、低炭素建築物等の認定基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能に引き上げ、整合させる
  - ・ 国・地方自治体等の新築建築物・住宅について誘導基準の原則化
  - ・ ZEH・ZEB等に対する支援を継続・充実
  - ・ 住宅トランシーバー制度の充実・強化(分譲マンションの追加、トランシーバー基準をZEH相当の省エネ性能に引き上げ)
- ③ より高い省エネ性能を実現するトップアップの取組
  - ・ ZEH+LCCM住宅などの取組の促進
  - ・ 住宅性能表示制度の上位等級として多段階のLCCM+ライフサイクルカーボンマイナス
- 機器・建材トランシーバー制度の強化等による機器・建材の性能向上
- ⑤ 省エネ性能表示の取組
  - ・ 新築住宅・建築物の販売・賃貸の広告等における省エネ性能表示の義務付けを目指し、既存ストックは表示・情報提供方法を検討・試行
- ⑥ 既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方
  - ・ 国・地方自治体等の建築物・住宅の計画的な省エネ改修の促進
  - ・ 耐震改修と合わせた省エネ改修の促進や建替えの誘導
  - ・ 窓改修や部分断熱改修等の省エネ改修の促進
  - ・ 地方自治体と連携した省エネ改修に対する支援を継続・拡充等

### II. エネルギー転換部門(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用など、地域の実情に応じた再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用拡大を図ることが重要
- ① 太陽光発電の活用
    - 太陽光発電設備の設置については、その設置義務化に対する課題の指摘もあったが、導入拡大の必要性については共通認識
    - 将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進める
    - ・ 国や地方自治体の率先した取組(新築における標準化等)
    - ・ 関係省庁・関係業界が連携した適切な情報発信・周知、再生可能エネルギー利用設備の設置に関する建築主への情報伝達の仕組みの構築
    - ・ ZEH・ZEB等への補助の継続・充実、特にZEH等への融資・税制の支援
    - ・ 低炭素建築物の認定基準の見直し(再エネ導入ZEH・ZEBの要件化)
    - ・ 消費者や事業者が安心できるPPAモデルの定着
    - ・ 脱炭素先行地域づくり等への支援によるモデル地域の実現。そうした取組状況も踏まえ、地域・立地条件の差異等を勘案しつつ、制度的な対応のあり方も含め必要な対応を検討
    - ・ 技術開発と蓄電池も含めた一層の低コスト化
  - ② その他の再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用や面的な取組
    - ・ 給湯消費エネルギーの低減が期待される太陽熱利用設備等の利用拡大
    - ・ 複数種の住宅・建築物による電気・熱エネルギーの面的な利用・融通等の取組の促進
    - ・ 変動型再生可能エネルギーの増加に対応した系統の安定維持等の対策
- PPA: Power Purchase Agreement (電力買取)

### III. 吸収源対策(木材の利用拡大)

- 木造建築物に関する建築基準の更なる合理化
- 公共建築物における率先した木造化・木質化の取組
- 民間の非住宅建築物や中高層住宅における木造化の推進
- ・ 木材の安定的な確保の実現に向けた体制整備の推進に対する支援
- ・ 地域材活用の炭素削減効果を評価可能なLCCM住宅・建築物の普及拡大

12/35

【公表】2022年1月20日

10. 脱炭素社会実現に向けた、建築物の省エネ性能の一層の向上、CO2貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進及び既存建築ストックの長寿命化の総合的推進に向けて



**概要**

建築分野は、日本のエネルギー需要の約3割、エネルギー起源CO2排出量の約1/3を占めている。エネルギー消費増加の要因は、世帯数・床面積の増加等が主である。

当該報告書は、建築物の質の向上を図りつつ、脱炭素社会の実現に寄与できるよう、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策及び建築基準制度のあり方をまとめたもの

**1. 建築物の省エネ性能の一層の向上**

- 住宅を含む原則すべての建築物に省エネ基準への適合を義務付け(2025年度以降新築)
- 各種誘導基準についてZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能に引き上げ
- 住宅トップランナー制度の対象に分譲マンションを追加

**2. CO2貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進**

- 構造計算が必要となる木造建築物の面積規模を300㎡まで引き下げ
- 防火上区画した部分への防火規定の適用を除外し、木造化を可能とする等

**3. CO2貯蔵に寄与する既存建築ストックの長寿命化**

- 既存不適格建築物に対する防火避難規定・集団規定の既存部分への遡及適用の合理化
- 明るさの確保を前提に、住宅の居室の採光上有効な開口部面積に関する規制の合理化等

13/35

## 公害防止関連

14/35



【公布】2021年10月7日 【適用】2022年4月1日

## 1. 水質環境基準の改正

～六価クロムの水質基準値・大腸菌群数の見直し～



### 概要

#### ①水質汚濁に係る環境基準(健康項目)/地下水環境基準

	旧	新
六価クロム	0.05mg/L	0.02mg/L

#### ②水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目)

旧	新
大腸菌群数	大腸菌数

15/35

【公布】2021年9月29日 【施行】2022年10月1日

## 2. 大気汚染防止法施行令の改正

～ばい煙発生施設における「ボイラー」の規模要件の変更～



現行の規制下では、バイオマス燃料とした「バイオマスボイラー」について、同出力の石油ボイラーと比較すると、バイオマスが**低発熱量**であることから、伝熱面積の要件により規制対象となりやすく**不公平**となっている

① 規模要件中「伝熱面積」に係る要件の撤廃 ⇒ 『**燃焼能力**』のみによる規制

② 「バーナー」の有無にかかわらず、一定規模の施設を対象とするため

『**バーナーの**』との文言を削除

改正前	改正後
環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下単に「伝熱面積」という。)が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。

16/35



【公布】2021年12月24日 【施行】2022年12月1日

### 3. 騒音規制法／振動規制法施行令の改正

～コンプレッサーの規制対象要件緩和～



「コンプレッサー」については、著しい騒音、振動を発生する「特定施設」として、**原動機の定格出力の大きさが7.5kW以上の機器を一律に規制対象として定め、「設置届出」規制基準値の遵守**等の規制を行っている。



近年、低騒音化・低振動化の取組が進められており、定格出力が7.5kW以上のものであっても、発生する騒音/振動は小さく、規制対象とする必要がないものがある

「コンプレッサー」の規制対象要件について、新たに例外規定を設け、発生する騒音・振動の大きさが一定以下(環境大臣指定)のコンプレッサーを**規制対象外**とする

改正前(騒音規制法)	改正後(騒音規制法)
空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

17/35

【公布・施行】2022年1月13日

### 4. 石綿障害予防規則等の改正

～事前調査結果報告対象に「船舶の解体工事等」を追加～



#### 概要

『改正 石綿障害予防規則』(2020.7.1公布)において、新たに規定された『石綿含有の有無の事前調査の結果の届出(簡易届出制度)』(2022.4.1施行)を行う対象について、『船舶の解体工事/改修工事』を追加

事前調査結果の報告(2022.4.1施行)：一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、石綿の有無に関係なく、事前調査の結果等を、所轄労働基準監督署長へ電子システムにより報告

#### 【対象工事】

※「反応槽」「加熱炉」「ボイラー及び圧力容器」「配管設備」「焼却設備」等

- ① 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が100万円以上の特定の工作物※の解体工事/改修工事
- ④ 総トン数20トン以上の船舶の解体工事/改修工事

追加

18/35

# 廃棄物・リサイクル関連

19/35

公布:2021年6月11日・施行:公布日から1年以内

<https://www.technafer-e-news.jp/2021/03/09/post-7023/>

## 1. プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律



コンビニ店等での**使い捨てのスプーンやフォーク**の提供を規制するなどを盛り込んだ、プラスチックの資源循環を促進する**新法案**

### ①【設計・製造】

- プラスチック使用製品の製造業者に対して、資源循環を促進するための「**プラスチック使用製品設計指針**」を策定し、指針に適合した**製品を認定**する仕組みを創設
- 認定製品を、グリーン購入法に基づき国が率先して調達を行う

### ②【販売・提供】

- ワンウェイプラスチックを無償で提供する事業者が廃棄物排出抑制のために取り組むべき「**判断基準**」を策定
- 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**

### ③【排出・回収・リサイクル】

- 製造・販売事業者等による**自主回収・再資源化計画**、排出事業者等による**再資源化計画**が認定されることで、**廃棄物処理法の業許可を受けずに再資源化**できる仕組みを構築

20/35

【公布】2022年1月19日 【施行】2022年4月1日

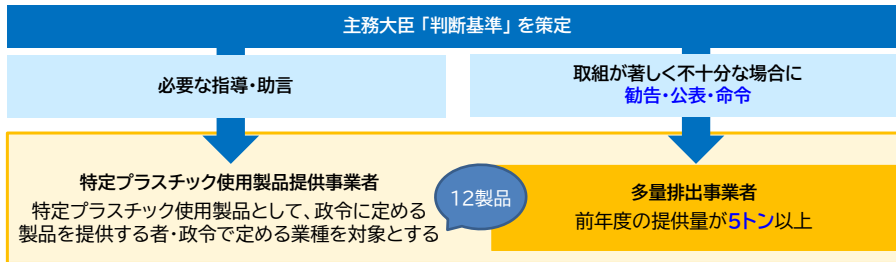
## 2. プラスチック資源循環促進法施行令等(改正) ～特定プラスチック使用製品等の規定～



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(2022.4.1施行)の詳細を規定

### (1) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

特定プラスチック使用製品を提供する事業者は、「特定プラスチック使用製品提供事業者の判断基準省令」に従い、提供方法や提供する特定プラスチック使用製品の工夫により、特定プラスチック使用製品の使用の合理化に取り組む



21/35

### ① 特定プラスチック使用製品※／提供事業者の業種

※商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されているプラスチック使用製品

製品	業種
フォーク／スプーン／テーブルナイフ／マドラー／飲料用ストロー	各種商品小売業(無店舗のものを含む)／飲食物品小売業(野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む)／宿泊業／飲食店／持ち帰り・配達飲食サービス業
ヘアブラシ／くし／かみそり／シャワーキャップ／歯ブラシ	宿泊業
衣類用ハンガー／衣類用カバー	各種商品小売業(無店舗のものを含む)／洗濯業

### ② 特定プラスチック使用製品「多量提供事業者」

判断基準に照らして著しく不十分な取組みをしている場合に主務大臣の**勧告・公表・命令**の対象となる「多量提供事業者」の要件を、特定プラスチック使用製品を**前年度5トン以上提供した事業者**とする

22/35

### ③ 特定プラスチック使用製品提供事業者の判断基準(概要)

「目標の設定」「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」「情報の提供」「体制の整備等」「安全性等の配慮」「実施状況の把握」「関係者との連携」「加盟社における特定プラスチック使用製品の使用の合理化」などが定められている。「使用の合理化」に関しては、以下のようなことが例示されている

#### 【提供方法の工夫】

- 消費者にその提供する特定プラスチック使用製品を有償で提供すること
- 消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供(ポイント還元等)すること
- 提供する特定プラスチック使用製品について消費者の意思を確認すること
- 提供する特定プラスチック使用製品について繰り返し使用を促すこと

#### 【提供する特定プラスチック使用製品の工夫】

- 薄肉化又は軽量化その他の特定プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類(再生可能資源、再生プラスチック等)について工夫された特定プラスチック使用製品を提供すること
- 商品又はサービスに応じて適切な寸法の特定プラスチック使用製品を提供すること
- 繰り返し使用が可能な製品を提供すること

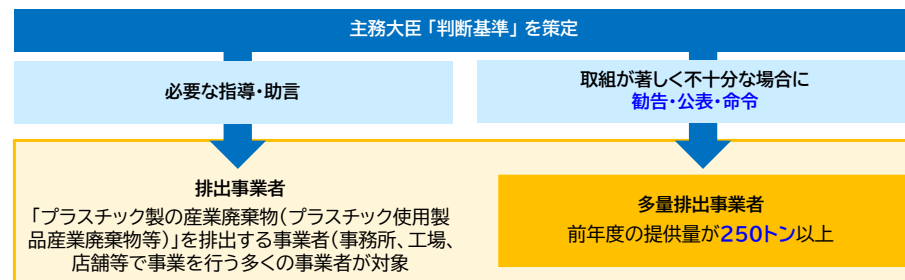
23/35

## (2)プラスチック使用製品設計指針と認定制度

プラスチック使用製品の設計に当たって、プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項が「プラスチック使用製品設計指針」として定められた。本指針に則した製品の設計のうち、特に優れた設計について主務大臣による認定を受けることができる

## (3)排出事業者による排出の抑制・再資源化等

小規模企業者等を除き、排出事業者は『排出事業者の判断基準省令』に基づく排出の抑制・再資源化等に取り組む。多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うことが求められる。主務大臣は、必要に応じて、排出事業者に必要な指導及び助言を行い、多量排出事業者に対しては、取組が著しく不十分な場合に、勧告・公表・命令を行う



24/35

### ①小規模な事業者（排出事業者から除外する者）

- ・ 従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種
- ・ 従業員の数が5人以下の組織であって、商業・サービス業の業種



### ②プラスチック使用製品産業廃棄物等※「多量排出事業者」

判断基準に照らして著しく不十分な取組みをしている場合に主務大臣の勧告・公表・命令の対象となる「多量排出事業者」の要件を、プラスチック使用製品産業廃棄物等を前年度250トン以上排出した事業者とする

※プラスチック使用製品廃棄物のうち廃棄物処理法で規定された産業廃棄物に該当するもの又はプラスチック副産物（製品の製造、加工、修理又は販売その他の事業活動に伴い副次的に得られるプラスチック）

### ③排出事業者の排出の抑制・再資源化等に関する判断基準（概要）

- ・ 排出の抑制（原材料の使用の合理化・プラスチックに代替する素材の活用等）
- ・ 適切に分別して排出
- ・ 再資源化を実施することができるものは再資源化を実施する

25/35

## 化学物質関連

26/35

公布:2021年4月21日・施行:2021年10月22日 <https://www.technofer-eneews.jp/2021/04/21/post-7255/>

## 1. 化審法施行令の改正（第一種特定化学物質の指定）



### 1. 「第一種特定化学物質」の追加指定

①2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール  
…「殺虫剤」に使用

②ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)又はその塩 …「撥水剤」等に使用

### 2. 第一種特定化学物質が使用されている「輸入禁止製品」の指定

「PFOA又はその塩」が使用されている場合に輸入することができない製品として、「撥水剤」等の13種類の製品を指定

「第一種特定化学物質」とは？

- 難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性の恐れがある物質で政令で指定
- 原則、製造・輸入・使用が禁止されている。また、政令で指定されている第一種特定化学物質を使用した製品の輸入が禁止されている

27/35

公布:2021年5月18日・施行:2021年12月1日 <https://www.technofer-eneews.jp/2021/05/18/post-7371/>  
<https://www.technofer-eneews.jp/2021/05/18/post-7368/>

## 2. 石綿障害予防規則等・関連告示の改正 (珪藻土バスマット等の輸入手続等)



### 1. 石綿を含有するおそれのある製品の輸入時の措置の新設

石綿をその重量の0.1%を超えて含有するおそれのある製品で、厚生労働大臣が定めるもの(珪藻土バスマット等)<sup>(※1)</sup>を輸入しようとする者は、当該製品の輸入の際に、厚生労働大臣が定める一定の資格を有する者<sup>(※2)</sup>が作成した石綿の検出の有無等を記載した書面を取得し、当該製品中に石綿がその重量の0.1%を超えて含有しないことを当該書面により確認し、その記録(電磁的記録可)を3年間保存しなければならない。

※1、2は告示で定められる

### 2. 石綿を含有する製品に係る報告の新設

製品の製造/輸入業者は、当該製品が石綿をその重量の0.1%を超えて含有していることを知った場合は、遅滞なく、製品の名称および型式等の事項について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない

28/35

【公布】2021年10月20日 【施行】2022年4月1日

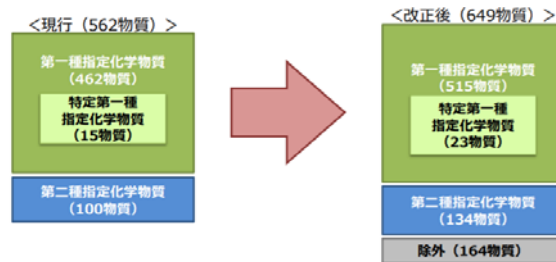
### 3. 化管法施行令の改正

～第一種・第二種指定化学物質の指定見直し～



#### 概要

- 最新の有害性に関する知見等に基づき、対象化学物質の見直しが行われた
- 改正後の対象物質の排出・移動量の把握は2022年度から、届出は2023年度からとなる。また、SDS交付義務も2022年度からとなる



29/35

【公表】2021年7月19日

### 4. 職場における化学物質等の管理のあり方に関する 検討会報告書 ～自律的な管理への見直し～



#### 1. 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

- ①ラベル表示・SDS交付対象を拡大 (約700→約2,900)
- ②上記物質の製造・取り扱いを行う場合、**リスクアセスメント**とその結果に基づく措置の実施を義務化

など

#### 2. 情報伝達の強化

- ①SDSの内容**充実化** (推奨用途・使用制限の項目追加等)
- ②SDSの**定期的な更新**の義務化
- ③事業場内での他の容器へ**差し替える**ときのラベル表示の義務化

など

#### 3. 個別規制の柔軟化

- ①特定化学物質等に関する「**健康診断**」を、一定の要件を満たす場合**緩和**(年1回)
- ②**粉じん作業**に対する発生抑制措置の**柔軟化**
- ③作業環境測定結果が、第3管理区分である事業場に対する措置の強化

など

30/35



【公布】2021年10月20日 【施行】2021年10月27日

## 5. 高圧ガス保安法施行令等の改正

～冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制緩和～

ヘリウム等が「冷媒ガス」として新たに用いられ始めている

### 概要

冷凍設備内で使用されるヘリウム等※について、高圧ガス保安法の適用を受けない範囲を、「冷凍能力3トン未満」⇒「冷凍能力5トン未満」に引き上げる

※ヘリウム等：ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、空気。燃焼性・毒性が極めて弱い

### ①高圧ガス保安法の適用を受けない範囲の拡大

	旧	新
適用を受けない範囲	冷凍能力3トン未満	冷凍能力5トン未満

### ②製造に係る許可・届出の対象とならない範囲の拡大

	旧	新
「許可」の対象外の範囲	冷凍能力20トン未満	冷凍能力50トン未満
「届出」の対象外の範囲	冷凍能力3トン未満	冷凍能力20トン未満

31/35

その他・統計データ等

32/35

【公布】2021年10月4日 【施行】2021年10月31日(円滑な制度移行のため、2022年9月30日まで経過措置)

## 1. 環境影響評価法施行令の改正 ～風力発電所の規模要件緩和～



### 概要

法の対象となる風力発電所に係る規模要件を、下記の通り**緩和**する

事業区分	旧	新
第一種事業	1万kW以上	5万kW以上
第二種事業	0.75万kW以上 1万kW未満	3.75万kW以上 5万kW未満

### 対象事業者

上記規模に該当する風力発電所の建設等を行う事業者に適用される

33/35

【公表】2021年12月10日

## 2. 温室効果ガス排出量(2020年度 速報値)

～2020年度の総排出量は11億4,900万トン(前年度比5.1%減少)～



### 概要

2020年度の総排出量:11億4,900万t

- ・ 前年度比:5.1%(6,200万トン)減少
- ・ 2013年度比:18.4%(2億5,900万t)減少
- ・ 2005年度比:16.8%(2億3,200万t)減少

### 2020年度(令和2年度)の温室効果ガス排出量(速報値<sup>1)</sup>について

#### 1. 温室効果ガス総排出量<sup>2</sup>

2020年度<sup>3</sup>の我が国の温室効果ガス総排出量:11億4,900万トン(二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)換算<sup>4</sup>)

- 前年度の総排出量(12億1,100万トン)と比べて、5.1%(6,200万トン)減少。
- 2013年度の総排出量(14億800万トン)と比べて、18.4%(2億5,900万トン)減少。
- 2005年度の総排出量(13億8,100万トン)と比べて、16.8%(2億3,200万トン)減少。



図1 我が国の温室効果ガス総排出量(2020年度速報値)

34/35

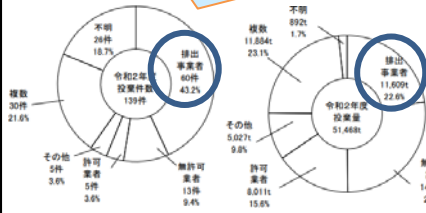
【公表】2022年1月25日

### 3. 産業廃棄物の不法投棄等の状況(2020年度)

～139件・総量5.1万トンの新規不法投棄事案が発覚～



実行者:排出事業者の割合が多い



種類:件数では「がれき類」、投棄量では「建設混合廃棄物」が多い

